

## 長期住所不明組合員のみなし自由脱退について

2020年4月23日

津山医療生活協同組合

理事長 井ノ上 義明

津山医療生活協同組合定款第10条の2により、「組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。」の規定に基づき、当該事業年度末（2021年3月31日）において脱退処理手続きを行う予定です。

事業所（医療福祉複合施設玄関）に「長期住所不明組合員の名簿」を掲載します。ご自分のお名前が掲載されている組合員は、至急住所変更等の手続きをお願いいたします。

なお、長期住所不明組合員の自由脱退手続きをさせていただいた方でも、住所が判明した場合は、その時点で従来の出資金額をもって登録をさせていただきます。

### <長期住所不明組合員>

池田 圭治	池田 孝四郎	池元 彖夫	今石 俊行	江見 和恵	大槻 正彦
岡田 圭史	岡部 信夫	加登脇 翔太	川岸 秀雄	絹田 文章	荒谷 清野
寿 朋樹	小林 栄	小山 雄三	酒田 充世	先本 保夫	佐藤 勝英
高尾 薫	高橋 陽介	高橋 義行	田口 啓介	田口 淳	竹内 資人
武田 説子	垂井 明美	豊則 トメヨ	内藤 純	中江 睦枝	中江 康彦
中島 時枝	中塚 始	藤本 和助	水田 舜朗	宮元 三喜男	保田 美香
柳原 節朗	山崎 安正	山田 一郎	山田 孝司	山本 里志	湯川 純子

